鳥取県告示第211号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の 規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区間	変更	敷地の幅員	敷地の延長
		前後別	(メートル)	(メートル)
上井北条線	倉吉市上井町一丁目1-4地先から同市上井	変更前	15.1~71.8	84.0
	字宮ヶ坪 75-14 地先まで	変更後	15. 1~52. 7	84. 0